

## 「神奈川大学研究所客員教授規程」の運用内規

### (趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学(以下「本学」という。)が設置する各研究所(プロジェクト研究所を除く。以下「研究所」という。)に、本学の研究活動の進展に寄与すると認められる研究者等を研究所客員教授(以下「客員教授」という。)として受け入れるために必要な事項を定める。

別に客員研究員制度があることから、研究員とは異なり、教授の称号に相応しい者を受け入れるものとする。

### (資格)

第2条 客員教授は、研究者、学識経験者又は実務経験者等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、客員教授として本学の他の研究所において既に任用されている者を除く。

- (1) 研究所の共同研究者
- (2) 国際交流協定に基づく交換研究員
- (3) 本学が招へいた研究者
- (4) 前3号に準ずる身分で本学において研究を行う者

客員教授は、第2条の条件を満たし、工学研究所の研究発展に寄与し、研究指導ができ、かつ次の各号のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 専門分野において優れた学識と業績を有すると認められる者
- (2) 豊富な社会経験又は実績を有し、社会的に高い評価を得ていると認められる者
- (3) 実務において特に優れた業績を有し、かつ社会的知名度が高いと認められる者

### (任用)

第3条 客員教授の任用は、研究所の推薦に基づき、評議会で審議し、理事会の議を経て、学長がこれを行う。

候補者は公募を原則とするが、当分の間は工学研究所所員の推薦によるものとする。申請書類としては、工学研究所指定の申請書の他に、推薦書及び工学部の教授公募の際に必要な書類一式を提出願う。

工学研究所の推薦には、工学研究所運営委員会の議を経た上、工学研究所所員会議出席者の2/3以上の賛成を必要とするものとする。

客員教授の申請は年2回(5月末と10月末)とする。

### (待遇)

第4条 客員教授の待遇は、次のとおりとする。

- (1) 客員教授には、本学の業務への寄与義務はない。
- (2) 客員教授には、原則として給与を支給しない。ただし、外部研究資金による給与は、この限りでない。
- (3) 客員教授の研究費は、外部研究資金を使用することができる。
- (4) 客員教授は、本学の諸施設の利用に関する便宜、刊行物受贈等の礼遇を受けることができる。

工学研究所所員会議への出席は、議長の求めがあった場合のみ認めるものとする。

(4)の運用については、非常勤教員に対する本学の規定を参考とする。

### (業務参加)

第5条 前条の規定にかかわらず、客員教授に対する本学の他の規程による業務参加要請又は報酬支給は、これを妨げない。

2 客員教授が本学の講義等を担当する場合は、学部の講義を担当するときは、当該教授会及び評議会の審議を経て、大学院の講義を担当するときは、当該研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て、学長の承認を得るものとする。

(特段の内規は必要なし)

(任用期間)

第6条 客員教授の任用期間は、1年以内とする。

2 客員教授は、再任されることができる。ただし、その在任期間は、当初の任用の時から5年を超えることができない。

再任の手続きについては、第3条を準用する。

なお、申請書には、5年を限度とする希望在任期間を書く欄を設け、次条に該当することがない場合は、手続きを簡略化できるものとする。

(解任)

第7条 客員教授が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 研究を継続することが著しく困難であると認められるとき。
- (2) 本学の名誉を著しく傷つける行為があったとき。
- (3) 前2号に準ずる事由があるとき。

2 客員教授の解任は、評議会の審議を経て理事会が決定し、学長がこれを行う。

解任は運営委員会の議を経て所員会議で承認する。必要であれば、運営委員会はこれを他の委員会に諮問することができる。

(事務)

第8条 客員教授に関する事務は、これを受け入れた研究所が行う。

(特段の内規は必要なし)

(事務の所管)

第9条 この規程に関する事務は、学長室が所管する。

(特段の内規は必要なし)

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

(特段の内規は必要なし)

附則

この規程は、平成19年8月2日から施行する。

附 則(平成26年2月20日規程第1014号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。